

【新設】(実質的支配関係があるかどうかの判定)

66の5の2-16 措置法令第39条の13の2第15項第3号に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。

(1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。）、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。

(2) 一方の法人の役員 $\frac{1}{2}$ 以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。

(注) 措置法令第39条の13の2第17項第2号に規定する「その他これに類する事実」については、(1)又は(2)の「一方の法人」は「法人」と、「他方の法人」は「個人」と読み替えて適用する。

【解説】

1 令和元年度の税制改正において、過大支払利子税制（以下「本制度」という。）の条文構成が変更されたことに伴い、本制度に関する既存の取扱い（旧措通66の5の2-1から66の5の2-16まで）を廃止し、所要の見直しを行った上で、改正後の条文に沿ってその取扱い（措通66の5の2-1から66の5の2-18まで）を新たに定めている。本通達は、「実質的支配関係があるかどうかの判定」について、従来明らかにされていた取扱い（旧措通66の5の2-4）と同様の取扱いを定めるものである。

2 本制度の対象となる対象支払利子等の額は、支払利子等（措置法第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をいう。以下同じ。）の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額とされているが（措法66の5の2②一）、この対象外支払利子等の額からは、法人に係る関連者が非関連者（措法66の5の2②五）を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合における当該非関連者に対する支払利子等の額等を除くこととされている（措法66の5の2②三）。

この関連者の範囲については、出資関係を通ずる支配・被支配の関係にあるものだけでなく、①他方の法人の役員 $\frac{1}{2}$ 以上又は代表する権限を有する役員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又はその一方の法人の役員若しくは使用人であった者であること、②他方の法人がその事業活動の相当部分を一方の法人との取引に依存して行っていること、③他方の法人がその事業活動に必要なとされる資金の相当部分を一方の法人からの借入れにより、又は一方の法人の保証を受けて調達していること、④その他これに類する事実が存在することにより、一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係にあるものが含まれることとされている（措令39の13の2⑤三）。この規定は、必ずしも株式の保有関係がなくとも支配・被支配の関係が成立し得ることに対処するためのものであり、また、上記①から③までに掲げた事実が存在しない場合でも、「その他これに類する事実」が存在するときは実質支配の関係があることとなるという趣旨で定められているものである。

3 そこで、この場合の「その他これに類する事実」とはどのような事実をいうのか疑義が生ずるが、例えば、一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っている場合や、一方の法人の役員 $\frac{1}{2}$

以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実がある場合には、一方の法人と他方の法人との間には上記 2 の①から③までに掲げる事実がある場合と同じような支配・被支配関係が生じていると考えられる。そこで、本通達において、このようなケースを実質的支配関係の基となる事実の例示として掲げ、その相手方をその法人の関連者として取り扱うことを明らかにしている。

なお、本通達に掲げているケースは、あくまでも例示であり、他に同じような取扱いをすべきと認められる事実があれば、その実態に応じた取扱いがなされることになる。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 89 の 2 -16）を定めている。